

財務省第7入札等監視委員会 平成23年度第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成23年9月22日（木）金沢国税局大会議室	
委 員	委員長 西村 茂（金沢大学法学部 教授） 委員 尾島 茂樹（金沢大学大学院法務研究科 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士）	
審議対象期間	平成23年4月1日（金）～平成23年6月30日（木）	
契約の現状の説明	平成23年4月～6月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により尾島委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名：金沢国税局管内建築物・建築設備等点検業務 契約相手方：第一防災株式会社 契約金額：693,000円 契約締結日：平成23年4月28日 担当部局：金沢国税局
随意契約(公共工事)	-件	契約件名：データエントリー業務(Aコース) 契約相手方：株式会社金沢計算センター 契約金額：6,337,480円 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：金沢国税局
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名：平和宿舎B22号棟設置のエレベータ保守管理業務 契約相手方：株式会社日立ビルシステム北陸支社 契約金額：7,056,000円 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：北陸財務局
		契約件名：金沢新神田合同庁舎入退館管理システム保守業務 契約相手方：株式会社NTT西日本-北陸 契約額：5,248,530円 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：北陸財務局
随意契約(物品役務等)	-件	
応札(応募)業者数1者関連	2件	競争入札(物品役務等)の「平和宿舎B22号棟設置のエレベータ保守管理業務」及び「金沢新神田合同庁舎入退館管理システム保守業務」事案に同じ
委員による意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p>【契約一覧表】 ・北陸財務局</p> <p>契約一覧表の「1者関連」において各県の「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託」が該当している理由は何か。</p> <p>・金沢国税局</p> <p>電力の調達について、北陸電力の1者応札であるが、他の参入見込はあるのか。</p> <p>データエントリー業務については、AコースとBコースで単価が違う理由はなにか。</p> <p>平成23年度福井春山合同庁舎の清掃業務については、応札価格が高く、随意契約となったのか。また、契約額はどのように決定したのか。</p>	<p>年間の業務量や手数料の関係から敬遠されていると考えられる。入札参加者を増やすために、宅地建物取引業協会等を通じ、所属する会員に対して、業務委託内容等の周知を行なっているところではある。</p> <p>北陸地区は、他の業者が参入できる状況でないことから、北陸電力のみである。</p> <p>データ入力業務であるが、入力の基礎資料が複数種類あり、各々の単価で契約するため、AコースBコースで相違する。</p> <p>3回入札を実施したが、落札できず、随意契約となった。 契約額については、入札参加業者から見積額を徴収して、決定した。</p>
<p>【案件 1】 「金沢国税局管内建築物・建築設備等点検業務」</p> <p>契約相手方：第一防災株式会社 契約金額：693,000円 契約締結日：平成23年4月28日 担当部局：金沢国税局</p> <p>当該案件は点検業務であるが、契約一覧表では公共工事に区分されている。他の点検業務のように物品役務等に区分されないのはなぜか。</p> <p>落札率の低い原因はなにか。 また、落札額が低いことに問題はないか。</p>	<p>「金沢国税局管内建築物・建築設備等点検業務」は、建築士等資格の有する者が、入札に参加するものであり、「財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領」において測量・建設コンサルタント等の契約に該当すると判断し、「公共工事」とした。</p> <p>落札業者から提出された、内訳書の積算内容は、庁舎別に記載された金額表示であり、人件費、諸経費等が低く見積もられていると想定される。 予定価格については、庁舎等の延べ面積に当局で把握した市場における人工の単価を反映させ、国土交通省・営繕部監修の「建物保全業務積算基準」による諸経費率等を基に算出しており、適正な予定価格であったと認識している。 また、他の国税局でも同一業務を実施している実績があり、特段問題ではないと判断した上で契約している。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 2】 「平成23年度データエントリー業務(Aコース)」</p> <p>契約相手方：株式会社金沢計算センター 契約額：6,337,480円 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：金沢国税局</p> <p>当該案件をA・Bの2コースに分割した理由は、許容量の関係からとの説明であるが、落札結果は、A・B両コースとも同一業者が落札している。 落札結果から判断すると、調達を1本に合わせてもよいのではないか。</p> <p>重要な個人情報を入力する業務について外部に委託しているが、業者の事業所で入力しているのか。</p>	<p>本年の落札結果は同一業者となったが、分割した理由は各コースの予定件数を少なくし、参加業者を拡大するためである。</p> <p>入力は外部で行っているが、作業所を当課へ届出させ、承認した場所で行っている。 なお、プライバシーマークの認定を受けていることを要件としており、適正な管理のもと、厳重にデータを取扱っている。</p>
<p>【案件 3】 「平和宿舎B22号棟設置のエレベーター保守管理業務」</p> <p>契約相手方：株式会社日立ビルシステム 北陸支社 契約金額：7,056,000円 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：北陸財務局</p> <p>保守業務における交換部品相当額は、予定価格においてどのように算定しているのか。</p> <p>交換部品相当額は契約期間が5年間であっても直接物件費分しかないのか。</p> <p>日常的な部品交換以外に修繕などが必要になった場合にはどのように手続きを執るのか。</p> <p>エレベーターの保守業務においては、メーカー系列の保守業者にしか部品を供給しないことが独占禁止法において以前問題になったが、現在もそのよう実態があるのか。またメーカー系列以外には高めの価格設定により、実際に取引ができないようにしていることはあるのか。</p> <p>契約期間が5年であるが、どのような場合に契約ができるのか。</p>	<p>建築保全業務精算基準により積算しており、項目としては直接物件費において計上している。</p> <p>予定価格の算定上はそのようになる。</p> <p>別途発注を行なう必要があり、見積り合せ、入札で対応することとなる。</p> <p>本件以外のエレベーター保守管理業務の入札においては、メーカー系列以外のいわゆる独立系業者が参加し落札しており、メーカーからの部品供給はなされているものと考えられる。価格のことについては承知していない。</p> <p>単年度予算が原則ではあるが、複数年契約を行なうことの業務上の必要性と予算の効率的な使用となる場合などである。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 4】 「金沢新神田合同庁舎入退館管理システム保守業務」</p> <p>契約相手方：株式会社NTT西日本-北陸 契約額 : 5,248,530円 契約締結日: 平成23年4月1日 担当部局 : 北陸財務局</p> <p>なし</p>	